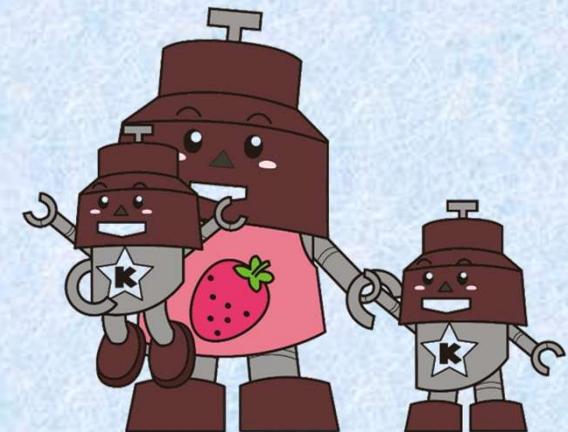


こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） の実施について

～制度概要、設備運営基準、給付内容等～

令和7年12月 川口市子ども部保育幼稚園課



こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）概要・意義①

- こども誰でも通園制度は、令和7年度から、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは、「乳児等のための支援給付」として、全ての自治体で実施することとされています。
- 利用対象者は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月～満3歳未満の小学校就学前子どもであって、月一定時間までの利用可能枠（令和7年度は月10時間が上限）の中で利用が可能とされています。
- 民間事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市条例で定める「川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となります。また、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。

【乳児等のための支援給付対象区分】



<ロゴのコンセプト>
「こども誰でも通園制度」により、こどもたちが新しいモノ・コトに出会えるイメージし、通園制度を利用したこどもたちの発見や驚きを「虫メガネ」で、輝く笑顔や未来を「星の煌めき」でシンプルに表現します。



基本的な考え方

- こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から、「**全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている制度である。

子どもの成長の観点からの意義

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られる。
- 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、**家庭だけでは得られない様々な経験**を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、**成長していく**ことができる。
- **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。
等

保護者にとっての意義

- 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、**育児に関する負担感の軽減**につながる。
- こどもへの保育者の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長**することができる。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいて社会的資源を活用**することにもつながる。
等

保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する**専門性を地域の子どもの育ちのためにより広く発揮**できる。
- 在宅で子育てる保護者に対して、家庭の中だけでは気づかない子どもの姿や育ちについて伝えたりすることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、
子育ての孤立感や不安感の解消につなげていったりするなど、**保護者に対してもその専門性を発揮**することができる。
等

事業者にとっての意義

- **定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等**において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、**事業を継続**したり、
発展させていく可能性が広がる。
- 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化するなど、**地域社会とのつながり**をより感じられるようになる。

制度の意義を実現するための自治体の役割

- 広く子どもの育ちを支える制度であるとともに、**要支援家庭等を早期に把握**したり、適切なサポートにつなげたりする**新たな機会としての意義**も含め、**関係者間で認識を共有していく**ことが求められる。
- 各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が**部局横断的に**、**制度の意義について共通理解**をもって取組を進めることが重要。
- 各市町村において、受入れに必要な定員数を算出し、**必要整備量の見込みの把握**を行うとともに、**地域でどのように提供体制を整備していくのか、主**
体的に検討する必要がある。
等

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）概要・意義②

乳児等通園支援事業は、令和7年度から、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として法制化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな「乳児等のための支援給付」として創設される。

地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）

- 地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するもの

乳児等のための支援給付（特定乳児等通園支援）

- 乳児等のための支援給付とは、市町村の責務により、総合的かつ計画的に行うもの（市町村は、利用者に対し乳児等支援給付費を支給）

⇒令和8年度からは、全ての自治体での実施が必須となる。

（全施設での実施までは求められていない。）

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）概要・意義③

乳児等通園支援事業の実施内容は次のとおり。

【利用者の視点から】

- 対象者：保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする（満3歳児は対象外）。認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象外とする。
- 利用可能時間：こども一人当たり月10時間を上限とする。
- 保護者負担額：各事業者が設定可（令和7年度における国が示す標準額は、こども一人1時間あたり300円だが、それに捉われない）
- 利用調整：事業所と利用者との契約

【事業者の視点から】

- 実施施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等（余裕活用型は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のみ）
- 給付金額：利用乳幼児の年齢に応じた給付単価及び、利用時間等により算出される額を給付
- 認可基準：
 - ①設備基準（面積要件）：0・1歳児：3.3m²以上、2歳児：1.98m²以上
 - ②資格：保育士又は市長が行う研修修了者を2人以上配置（1/2保育士）※緩和規定あり
 - ③配置基準：0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1
- 利用枠の設定：事業者において利用枠の設定を行い、利用乳幼児を受入れ（曜日・時間限定可）

実施内容の検討について①

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」で規定されている事業区分（実施方式）は次のとおりであり、各事業者が実情にあった利用方法を選択し、組み合わせて実施することができます。

認可手続きの際、どの実施方式及び利用方法で行うか選択のうえ、申請していただくことを想定。

【利用方法】

- ・定期利用…利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- ・自由利用…利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

【実施方法】

- ・一般型（在園児と合同）…専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法
- ・一般型（専用室独立実施）…専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ・余裕活用型…既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法※預かれる人数は配置基準内

【組み合わせイメージ】

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

実施内容の検討について②

2024.8 こども家庭庁自治体
向け説明会資料 出典

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、子どもが場や人に慣れ、次第に保育者と子どもの関係が構築されると考えられる。また保護者との関係構築においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者確保がしやすい状況になると言える。
一方、自由利用においては、子どもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。
- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、例えば、
 - ・ こどもが慣れたり、子どもに合う事業所を見つけるまでの間は、自由利用の形で複数の事業所を利用しながら、少しずつ定期利用する事業所を決めていく方法や、
 - ・ 定期利用する事業者を2, 3か所決めて利用する方法等、子どもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。
- 地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせて実施するなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) <ul style="list-style-type: none">・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) <ul style="list-style-type: none">・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい・ 子どもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くの子どもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 特定の事業者を利用できる子どもが固定化され、途中利用しづらい・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	<ul style="list-style-type: none">・ 利用の都度予約する手間がかかる・ 施設にとって、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい・ 慣れるのに時間がかかる子どもがいる

職員配置基準について①

【一般型の職員配置基準】

乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として市等が行う研修を修了した者）であり、1/2以上は保育士とし、2名を下回ってはいけない。ただし、次の要件に該当する場合は1名とすることが可能である。

- ・保育所等と一体的に実施され、当該保育所等の職員からの支援を受けられる場合であり、乳児等通園支援事業従事者が保育士である場合
- ・利用乳幼児の人数が3人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）において実施され、当該保育所等の職員が保育士である場合
※乳児等通園支援従事者は保育士でなくてもよい。

【余裕活用型の配置基準】

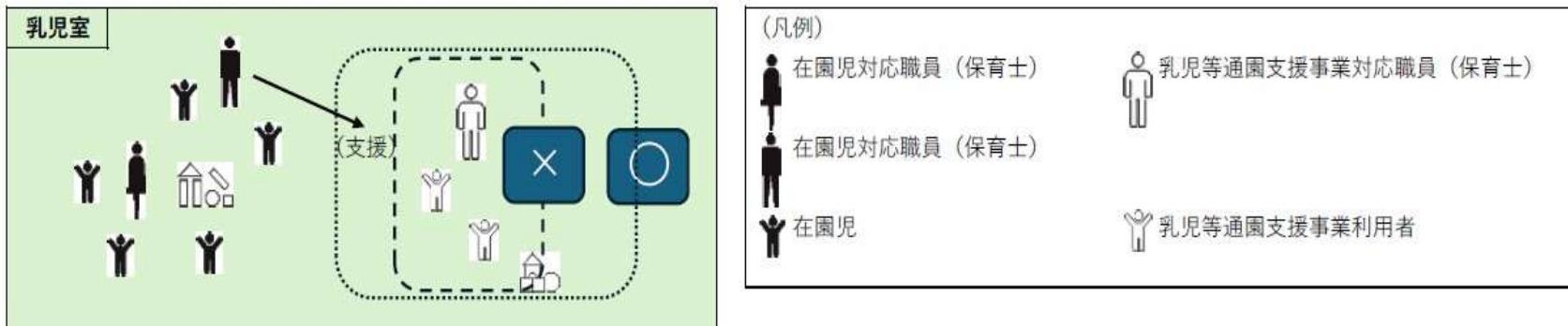
保育所等における既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準のとおり。

職員配置基準について②

【一般型における職員配置の緩和規定】

- 保育所等と一体的に事業を実施し、当該職員の支援を受けられる場合は、保育士1名とすることができます

<イメージ図>保育所0歳児クラス



(上記の状況)

乳児	乳児数	従事者数	割合	割合の条件	従事者2人以上
乳児等通園支援事業	2	1	2:1	○	×
保育所	5	2	5:2	○	○
計	7	3	7:3	○	○

→ 保育所職員の支援を受けられる場合は、従事者1名でも可

→ 支援が受けられる状況であり、人員配置基準を満たしている

<0歳児配置基準>
乳児3:従事者1

条件を満たしている

- 乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であれば①家庭的保育者を保育士とみなせる、②保育所等と一体的に事業運営し、当該保育所等を利用している

乳児と同一の場所において事業を実施する場合は、保育従事者に子育て支援員を1名配置することができる。

→ イメージ図の状況では、乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であることから、上記①②の対応が可能

給付単価等について

【給付金額（予定）】 ※令和7年度こども誰でも通園制度事業実施要綱において規定されていた額であり、令和8年度については未定。

利用乳幼児の年齢に応じた一人1時間当たりの給付単価

なお、加えて障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合、加算分が給付されます。

(基本分)

年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

(加算分)

項目	単価
障がい児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

【利用料（予定）】

利用料の設定及び徴収方法については、各実施施設において設定します。

国は、利用乳幼児一人1時間当たり300円が標準と示していますが、それに捉われません。

また、家庭状況に応じて下記表の額を減額し、軽減額は給付します。

項目	金額
生活保護受給世帯	1時間 300円
住民税額非課税世帯	1時間 240円
市民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	1時間 210円
要支援・要保護家庭	1時間 150円

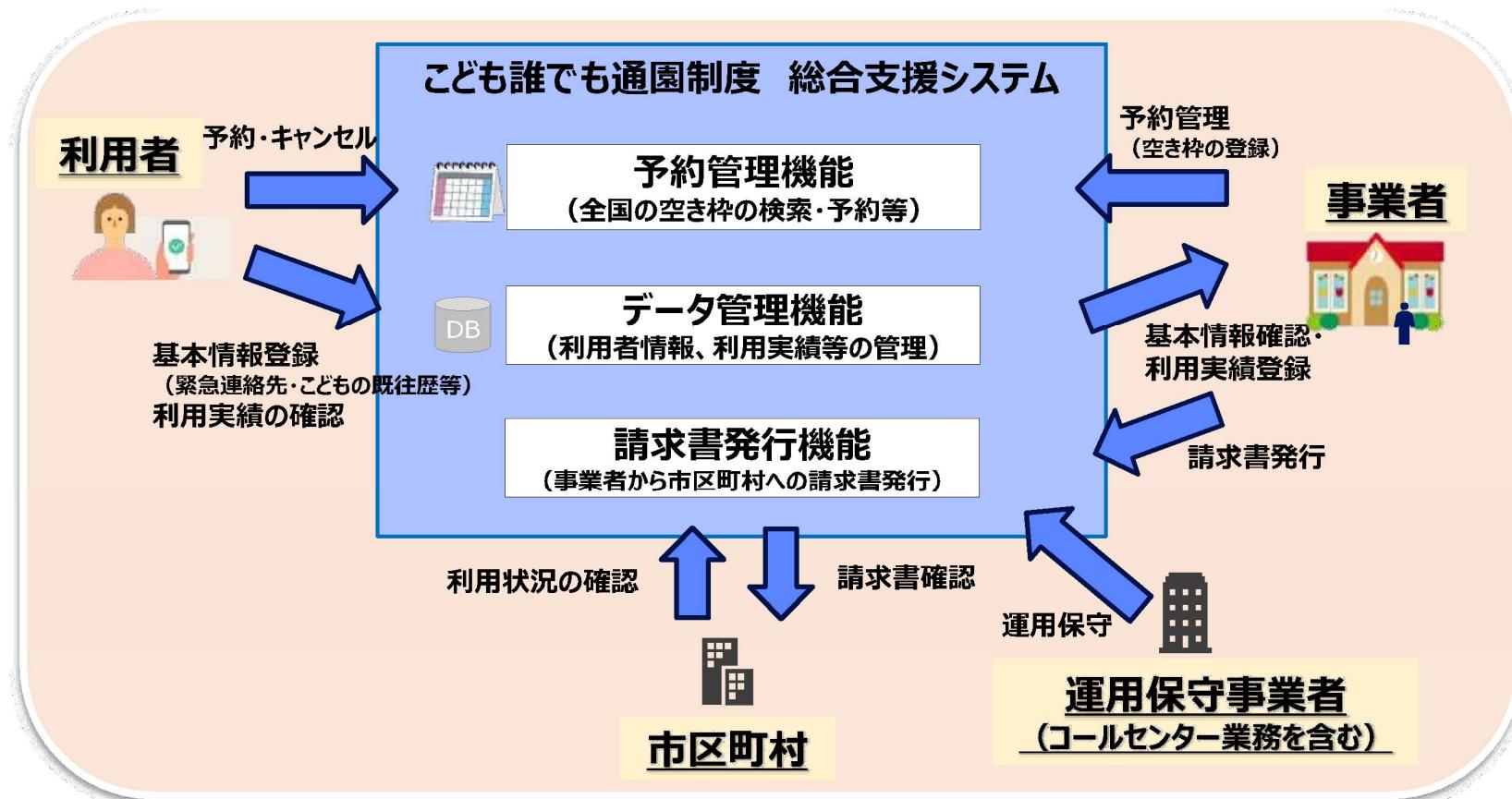
※軽減額は、令和7年度こども誰でも通園制度事業実施要綱において規定されていた額であり、令和8年度軽減額については未定。

※その他令和8年度の給付項目については、国から示され次第別途ご連絡をさせていただきます。

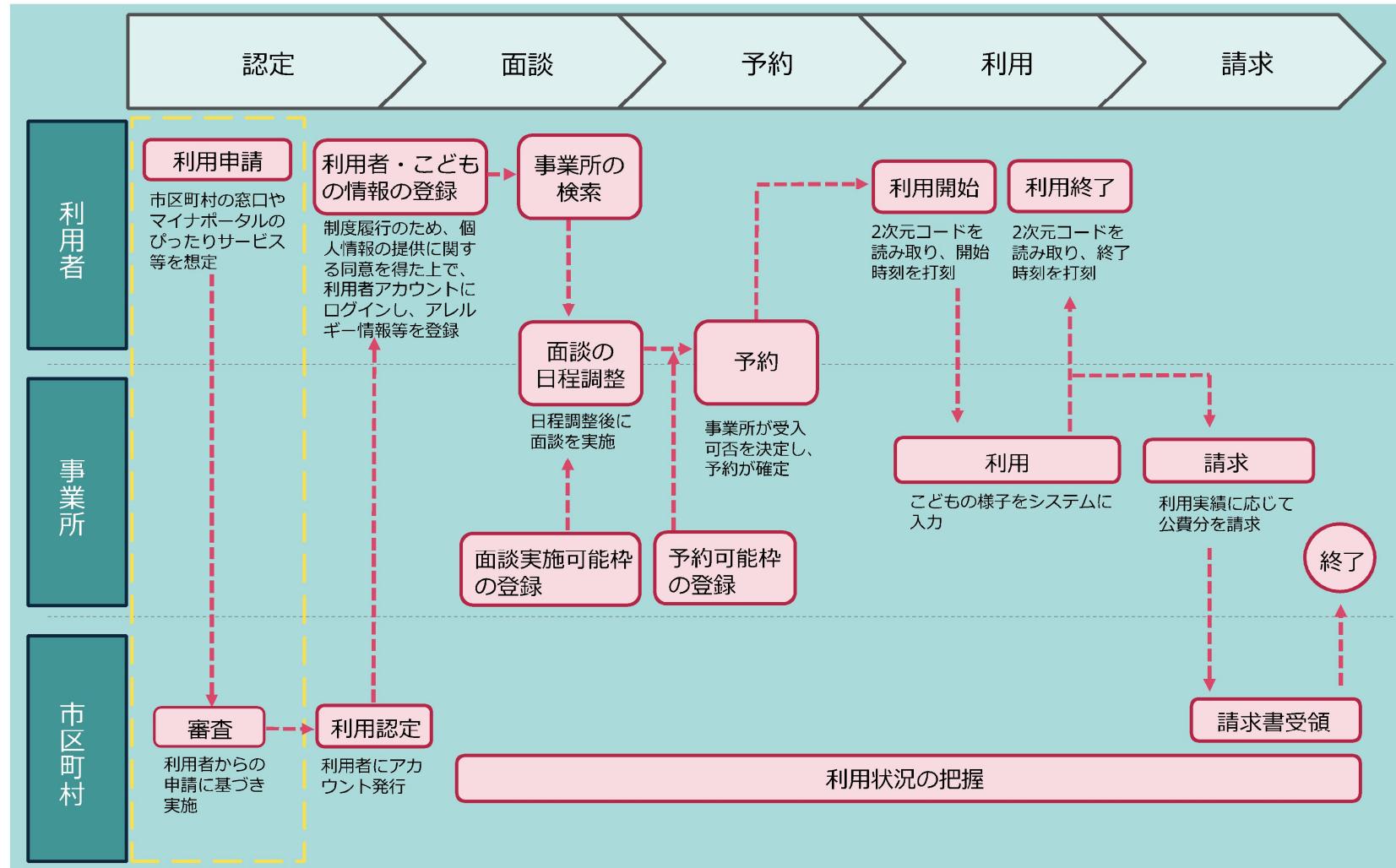
子ども誰でも通園制度総合支援システムについて

子ども誰でも通園制度の運用にあたり、子ども家庭庁が基盤整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できる「総合支援システム」が導入されます。

利用イメージ、利用スキームは次のとおりです。



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



□は、R7の総合支援システム範囲外であるが、今後の機能改修において、実装を検討中。

2024.11こども家庭庁自治体向け説明会資料出典

事業開始までのスケジュールについて

本市では、令和8年4月からの実施を予定しており、実施希望事業者に対しては、乳児等通園支援事業者としての認可・確認を行います。

【スケジュール】

令和7年度 6月30日事業者向け説明会（動画配信形式によるオンライン説明）

こども誰でも通園制度実施意向アンケート（回答期間：7月16日（水）まで）

7月1日「川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例」施行

12月下旬「川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準条例」施行予定

-----以下の項目は、準備が整い次第手続き等を開始します-----

- ・実施意向事業者との協議及び認可・確認申請の手続き
- ・総合支援システムに関する事業者向けアカウント及び資料の送付（実施園のみ）
- ・利用者の認定手続き及び利用申請受付け開始（時期は検討中）

令和8年度 4月1日 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

実施事業者の認可・確認申請手続きについて

実施事業者は、「乳児等通園支援事業」の認可・確認申請手続きが必要となります。

申請手続は、次の順序にて行います。

【事前協議～認可・確認までの流れ】

- ①事業実施を希望する場合は、保育幼稚園課との事前協議を行います（利用定員の変更がある場合は併せて手続きが必要）。同法人で複数の施設で行っていただくことも可能です。
- ②乳児等通園支援事業の認可・確認の申請
- ③認可・確認の申請に関する審査（現地確認も含む）
- ④川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会（施設認可部会）への意見聴取
- ⑤認可・確認

【事業の実施フロー】



【認可・確認手続きに係る提出書類】 現時点で予定されている申請及び添付書類は次のとおりです。

- ① 乳児等通園支援事業認可・確認申請書（川口市指定様式）
- ② 誓約書（川口市指定様式）
- ③ 乳児等通園支援事業計画書（川口市指定様式）
- ④ 乳児等通園支援事業に係る収支予算書（川口市指定様式）
- ⑤ 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）
- ⑥ 定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体である場合に限る。）

理事会等を経て定款又は寄附行為等に本事業を実施する旨を規定していただく必要があります

- ⑦ 乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程
 - ⑧ 経営の責任者及び実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業管理者）の氏名及び経歴書
 - ⑨ 実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業管理者）の資格を証する書類
 - ⑩ 乳児等通園支援事業に従事する職員の保育士資格を証する書類
 - ⑪ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面（実施場所とその面積がわかるもの）
 - ⑫ 土地及び建物の登記事項証明書又は、賃貸借契約書（賃借の場合に限る。）
 - ⑬ 賃借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類（直近1会計年度分）
- ※一部省略可能となる場合がございます。

子ども誰でも通園制度Q&A①

Q1. 子ども誰でも通園制度は、一時預かり事業と何が違うのでしょうか。

A1. 一時預かり事業は、保護者のために「預かる」という考え方である一方、子ども誰でも通園制度は子どもの成長のために「通う」という考え方を基本としています。また、給付制度であることにより、一時預かりを実施していなかった市町村においても実施することから、対象の子どもであれば誰でも利用できるようになります。

Q2. 一時預かり事業を実施している事業者（施設）においても、実施することは可能か。

A2. 可能です。なお、職員や保育室等の兼用した場合の取り扱いについては、令和8年度の国要綱が未公布であることから、詳細は追ってご連絡します。

Q3. 10時間を超えて受け入れを実施した分は給付対象となるでしょうか。

A3. 一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、給付対象となりません。

※一時預かり事業実施施設は、10時間以降の利用は一時預かり事業として利用受付をすることが可能です。

Q4. 2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか。

A4. 本事業の実施要綱や基準等を満たしていれば対象となります。対象の子どもは、0歳6か月～満3歳未満となっていますので、満3歳の子が利用する場合には、本事業の対象外となります。

Q5. 保護者負担については、施設の収入としてよろしいでしょうか。

A5. 問題ありません。

こども誰でも通園制度Q&A②

Q6. 昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか。

A6. 保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。

Q7. 親子通園における「利用の条件」について、明確にルールを設ける必要がありますでしょうか。
また、どこがルールを定めるのでしょうか。

A7. 事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、子どもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意してください。

Q8. キャンセル対応について、統一したルールはありますでしょうか。

A8. キャンセルの取り扱いについては川口市においてキャンセルポリシー等を作成し、その取扱いに準じていただくことを想定しています。

Q9. こども誰でも通園制度を令和9年度から実施する予定です。年度の途中からの実施は可能でしょうか。

A9. 年度途中から事業を実施することも可能です。開始時期は令和8年4月でなくとも構いません。
なお、認可手続き等に時間を要するため、期間に余裕を持った申請をお願いいたします。

Q10. 利用可能な曜日及び時間帯、定員（特定の歳児のみ実施等）、料金については事業者の判断で決められるのか。

A10. 曜日及び時間帯、定員（特定の歳児のみ実施等）、料金については各事業者で自由に設定いただくことが可能です。

参考～こども誰でも通園制度紹介動画～



【YouTubeリンク】 (再生時間：4分23秒)

<https://youtu.be/r484FaCCJfU?si=5W4ZO2zSykIz4Dea>

ご覧いただきありがとうございました。

ご質問等ございましたら、保育幼稚園課までメールにて
お問い合わせください。

担当 川口市子ども部保育幼稚園課
TEL 048-271-9336（直通）